

前橋市斎場条例の改正について（議案第26号）

市民課

1 改正の理由

斎場及び霊きゅう車の使用料を無料等とする者の範囲を見直す。

2 内容

斎場及び霊きゅう車の使用料において、無料又は低廉な使用料を適用する対象から、利用許可の申請者が本市の住民であって、死亡者が本市の住民以外のものである場合を外す。

3 施行期日

令和5年10月1日